

## **第3章**

### **障がい福祉サービス及び 地域生活支援事業の実施状況**

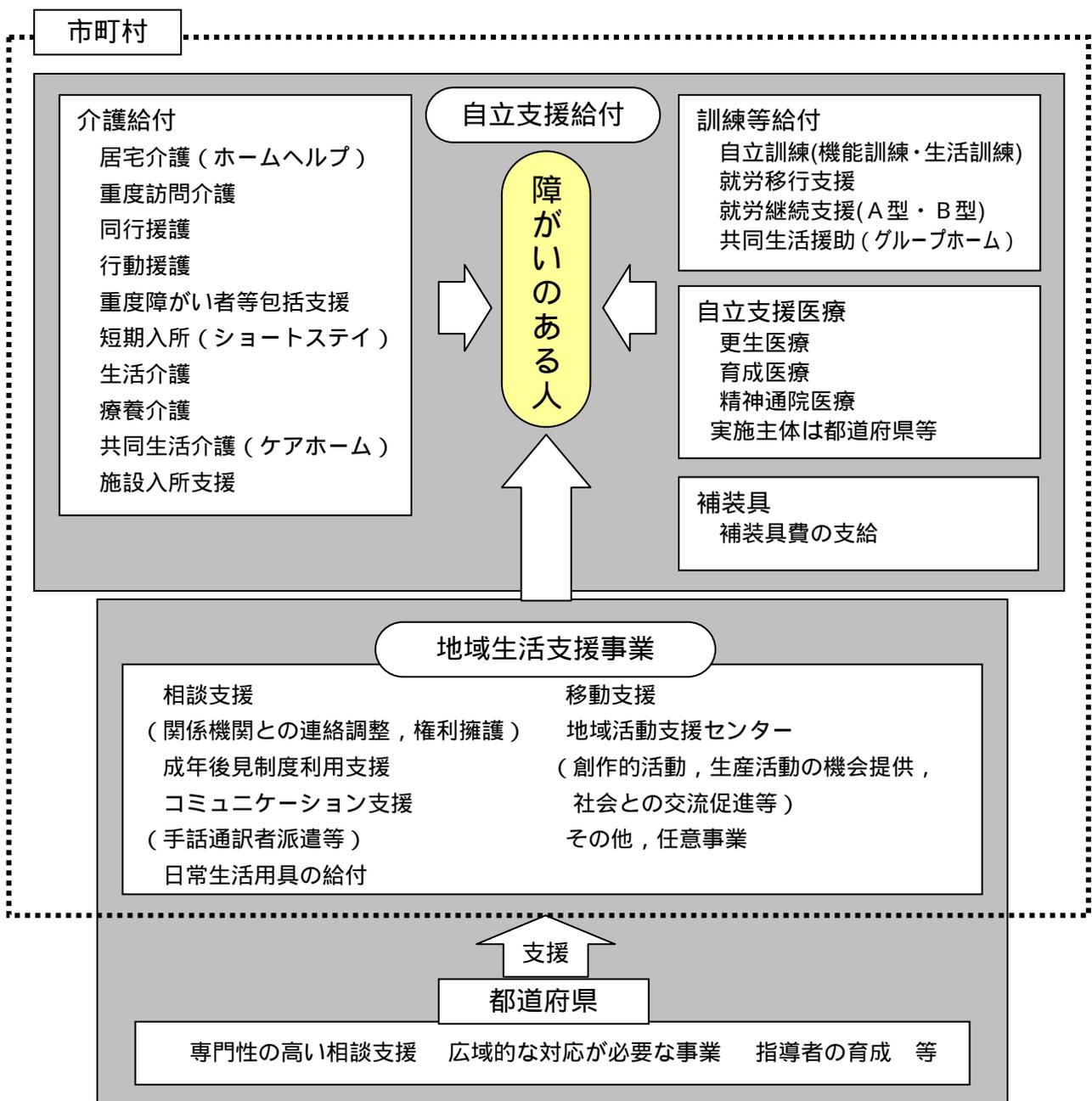


# 第3章 障がい福祉サービス及び地域生活支援事業の実施状況

## 1 障害者自立支援法におけるサービス体系

障害者自立支援法による「総合的な支援サービス」は、下図(図1)のとおりです。支援サービスは大きく分けて、個別に支給決定が行われる「自立支援給付」と、利用者の状況に応じて市町村が柔軟に実施できる「地域生活支援事業」があります。

図1 障害者自立支援法による「総合的な支援サービス」の全体像(平成24年4月以降)



## 2 障がい福祉サービスの内容と対象者及び障害福祉計画(第2期) 目標値と実績値の比較

### (1) 障がい福祉サービスの内容と対象者

#### 介護給付

	サービス名	内容	対象者
在宅生活の支援	居宅介護 (ホームヘルプ)	障がいのある人の自宅で、入浴・排せつ・食事などの身体介護、洗濯・掃除などの家事援助を行います。	障がいのある人(障がい程度区分1以上) 障がいのある児童にあっては、これに相当する心身の状態
	重度訪問介護	障がいのある人の自宅で、入浴・排せつ・食事の介護、外出時における移動介護などを総合的に行います。	重度の肢体不自由者で、常に介護を必要とする人(障がい程度区分4以上)
	同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難がある人に対し、外出の同行及び外出時に必要となる排せつ・食事などの援護、その他必要な支援(代筆・代読を含む。)を行います。	視覚障がい者で、外出する際に援助を必要とする人(身体介護を伴う場合は障がい程度区分2以上)
	行動援護	障がいのある人が行動する際に生じる可能性のある危険を回避するために、必要な援護や外出時の移動介護などを行います。	知的障がいや精神障がいによって行動上著しい困難があり、常に介護を必要とする人(障がい程度区分3以上) 障がい程度区分の認定調査項目のうち行動障がい、コミュニケーション及びてんかんに関する11項目の調査などの合計点数が8点以上(障がいのある児童はこれに相当する心身の状態)ある人
	重度障がい者等包括支援	対象者の心身の状態や介護者の状況、居住の状況などを踏まえて作成された個別支援計画に基づき、必要な障がい福祉サービス(居宅介護、重度訪問介護、行動援護、短期入所、生活介護、共同生活介護など)を包括的に提供します。	障がい程度区分6に該当する人のうち、意思疎通に著しい困難を有する人で、下記のいずれかに該当する人(障がい程度区分の認定調査項目のうち、行動関連項目〔11項目〕などの合計点数が15点以上ある人) 四肢のすべてに麻痺などがあり、寝たきり状態にある障がいのある人で、ALS患者など、呼吸管理を行っている身体障がい者・重度の知的障がい者 強度行動障がいのある重度・最重度の知的障がい者 障がいのある児童にあっては障がい程度区分6に相当する心身の状態

	サービス名	内容	対象者
在宅生活の支援	短期入所 (ショートステイ)	障がい者支援施設やその他の施設で、短期間、入浴・排せつ・食事などの介護や日常生活上の支援を行います。	居宅で介護を行う人が病気やその他の理由により、障がい者支援施設やその他の施設への短期間の入所を必要とする障がいのある人(障がい程度区分1以上) 障がいのある児童の障がいに応じて厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に該当する障がいのある児童
	児童デイサービス 平成24年度から「障がい児通所支援」に移行	日常生活における基本的な動作の習得や集団生活に適應することができるよう、個別指導及び集団指導を行います。	療育の観点から個別指導、集団指導を行う必要がある児童
日中活動の場の充実	生活介護	地域や入所施設で安定した生活を営むことができるよう、福祉施設で食事や入浴、排せつなどの介護や日常生活上の支援、生産活動などの機会を提供します。	常に介護を必要とする人で、下記のいずれかに該当する人 49歳以下の場合は、障がい程度区分3以上(施設入所は区分4以上) 50歳以上の場合は、障がい程度区分2以上(施設入所は区分3以上)
	療養介護	医療機関への長期入院による医学的管理のもと、食事や入浴、排せつなどの介護や日常生活上の相談支援などを行います。	医療機関への長期入院による医療に加え、常に介護を必要とする人で、下記のいずれかに該当する人 ALS患者、気管切開、人工呼吸器などで、呼吸管理を行っており、障がい程度区分6に該当する人 筋ジストロフィー患者や重症心身障がい者で、障がい程度区分5以上
生活の場の確保	共同生活介護 (ケアホーム)	家事などの日常生活上の支援、食事・入浴・排せつなどの介護、日常生活における相談支援、日中活動で利用する事業所などの関係機関との連絡・調整を行います。	生活介護や就労継続支援などの日中活動を利用している身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者で、地域で自立した日常生活を営む上で、食事や入浴などの介護や日常生活上の支援を必要とする障がい程度区分2以上の人
	施設入所支援	夜間に介護が必要な人、通所が困難な自立訓練、就労移行支援の利用者に対し、夜間における入浴、排せつなどの介護や日常生活上の相談支援などを行います。 自立訓練、就労移行支援の利用者は利用期間を設定	生活介護利用者のうち、障がい程度区分4以上の人(50歳以上の場合は区分3以上) 自立訓練、就労移行支援の利用者のうち、地域の社会資源の状況などにより通所することが困難な人

療育：障がいのある児童に対する医療や教育など、発達を促すための一連の取組み。

## 訓練等給付

	サービス名	内容	対象者
日常生活の場の充実	自立訓練 (機能訓練)	地域生活を営む上で必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、理学療法や作業療法などの身体的リハビリテーションや日常生活上の相談支援を行います。 利用者ごとに18か月以内の利用期間を設定	入所施設や医療機関を退所・退院した人で、地域生活への移行を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な人 特別支援学校を卒業し、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な人
	自立訓練 (生活訓練)	地域生活を営む上で必要となる生活能力の維持・向上を図るため、食事や家事などの日常生活能力を向上するための支援や日常生活上の相談支援などを行います。 利用者ごとに24か月以内、長期入所者の場合は36か月以内の利用期間を設定	入所施設や医療機関を退所・退院した人で、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人 特別支援学校を卒業した人や継続した通院により症状が安定している人などで、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人
	就労移行支援	一般企業などへの移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援などを行います。 利用者ごとに24か月以内の利用期間を設定	一般就労など(企業などへの就労、在宅での就労・起業)を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探しなどを通じ、適正にあった職場への就労などが見込まれる65歳未満の人
	就労継続支援 (A型)	通所により雇用計画に基づく就労機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導などを行います。	就労機会の提供を通じて、生産活動に関する知識・能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能な人(利用開始時に65歳未満)で、下記のいずれかに該当する人 就労移行支援を利用したが、企業などの雇用に結びつかなかった人 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業などの雇用に結びつかなかった人 就労経験のある人で、現在、雇用関係がない人

	サービス名	内容	対象者
日常活動の場の充実	就労継続支援（B型）	通所により就労や生産活動の機会を提供（雇用契約は結ばない）するとともに、一般企業などでの就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導などを行います。	就労移行支援を利用したが、一般企業などの雇用に結びつかない人で、就労機会を通じて生産活動に関する知識・能力の向上や維持が期待される人 企業や就労継続支援（A型）での就労経験があるが、年齢・体力面で雇用に困難となった人 就労移行支援を利用したが、企業や就労継続支援（A型）の雇用に結びつかなかった人 50歳に達している人 就労移行支援や就労継続支援（A型）の利用が困難と判断された人
生活の場の確保	共同生活援助（グループホーム）	家事などの日常生活上の支援や日常生活における相談支援、日中活動で利用する事業所などの関係機関との連絡・調整を行います。	就労又は就労継続支援などの日中活動の場を利用している身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者で、地域で自立した日常生活を営む際、相談などの日常生活上の援助が必要な人

## その他のサービス

	サービス名	内容	対象者
相談支援	計画相談支援・障がい児相談支援	施設入所や入院から地域生活に移行を希望する障がい者や、居宅・通所サービスを受けようとする障がいのある児童に対し、サービスなど利用計画を作成し、サービス事業所との連絡調整、モニタリングなどを行います。	障がい福祉サービス又は地域相談支援を利用するすべての障がいのある人若しくは障がいのある児童及び障がい児通所支援を利用するすべての障がいのある児童 相談支援提供体制の整備の関係から、障害者自立支援法施行後3年間で段階的に対象者を拡大する。 計画相談支援については、市が介護保険制度の居宅介護支援計画（ケアプラン）で足りると判断する場合は、サービスなど利用計画の作成を求めないことができる。
	地域移行支援	施設入所や地域での生活に移行するための、住居の確保や新生活の準備などについて必要な支援を行います。	
	地域定着支援	居宅でひとり暮らしをしている人や家庭の状況などにより同居している家族による支援を受けられない障がいのある人の夜間などを含む緊急時における連絡、相談などの必要なサポート体制の確保について支援を行います。	

## (2) 障がい福祉サービスの利用実績

### 訪問系サービス

訪問系サービスの利用実績は、「居宅介護」及び「同行援護」のみの利用となっています。

数値としては、「居宅介護」は、平成21年度及び平成22年度の提供時間数及び実利用人数とも、ほぼ横ばいです。平成23年度では利用時間が302時間で前年度比約1.50倍、実利用者数も4人増となっており、伸び率が急に増加しています。

計画値との比較では、提供時間は89.3%から102.0%とほぼ計画どおりでしたが、実利用者数ではすべての年度において計画値よりも下回っています。今後、施設入所者や退院可能な精神障がい者の地域移行が進められることや在宅で暮らす発達障がい者や精神障がい者からの当該サービスの利用などにより増加するものと見込まれます。

「同行援護」は、平成23年10月から開始されたため、障害福祉計画（第2期）では目標値が盛り込まれていません。制度が開始されて間もなく、実績は少ないものの、今後、外出における視覚障がい者からの新規利用及び現在利用している人からの利用量も外出の回数の増に比例して増えることが見込まれます。

表10 訪問系サービスの障害福祉計画(第2期)における利用実績

達成率：%

区分	単位	平成21年度			平成22年度			平成23年度		
		実績	計画値	達成率	実績	計画値	達成率	実績	計画値	達成率
居宅介護	時間分/月	208	220	94.5	201	225	89.3	302	296	102.0
実利用者数	人/月	13	14	92.9	12	16	75.0	16	18	88.9
同行援護	時間分/月							12		
実利用者数	人/月							2		

各年度の利用時間数、実利用人数は、1か月当たりの平均値

(注) 平成23年度の実績値は、年度途中の平成23年10月までの数値  
以下、本章の障がい福祉サービスの実績値において同様

## 日中活動系サービス

日中活動系サービスのうち、「生活介護」の利用が最も多く、平成21年度と平成23年度の比較で、利用量は1.40倍、実利用者数は1.34倍と大幅に増えています。この理由としては、入所施設が新事業に移行した際、日中活動系サービスを「生活介護」に選択したことが考えられます。

次いで、「就労継続支援(B型)」の利用が続き、平成21年度と平成23年度の比較で、利用量は2.57倍、実利用者数は2.36倍と2倍以上に増えています。

また、「就労移行支援」の利用も平成21年度と平成23年度の比較では、約2倍となっており、計画値よりも大きく伸びを示しています。

これらの事業の利用者が増えた理由としては、つくばエクスプレスの開通により本市周辺の事業所に通所する人が多くなったことが要因であると考えられます。

このほか、計画値に近い利用量となっているのが「児童デイサービス」で、平成21年度と平成23年度では利用量及び実利用者数とも計画値に近い数値となっています。

一方、「自立訓練(機能訓練)」、「就労継続支援(A型)」及び「療養介護」は、利用者がありませんでした。この原因としては、本市の周辺にこれらを実施する事業所がないか、遠方にあることにより利用に結びつかなかったと考えられます。

今後においては、「自立訓練(機能訓練)」、「就労継続支援(A型)」及び「療養介護」について、実施事業所及び利用者ニーズの的確な把握を図りながら、これらの障がい福祉サービスが提供できる事業所の確保に向けた取り組みを進めていくことが求められます。

表 1 1 日中活動系サービスの障害福祉計画(第2期)における利用実績

達成率：%

区 分	単 位	平成21年度			平成22年度			平成23年度		
		実績	計画値	達成率	実績	計画値	達成率	実績	計画値	達成率
生活介護	人日分/月	874	1,000	87.4	1,043	1,200	86.9	1,220	1,400	87.1
実利用者数	人/月	47	62	75.8	55	68	80.9	63	70	90.0
自立訓練 (機能訓練)	人日分/月	0	0		0	0		0	23	0
実利用者数	人/月	0	0		0	0		0	1	0
自立訓練 (生活訓練)	人日分/月	91	160	56.9	174	210	82.9	169	256	66.0
実利用者数	人/月	6	7	85.7	11	10	110.0	11	12	91.7
就労移行支 援	人日分/月	149	140	106.4	146	160	91.3	265	187	141.7
実利用者数	人/月	8	6	133.3	10	7	142.9	15	8	187.5
就労継続支 援A型	人日分/月	0	23	0	0	23	0	0	23	0
実利用者数	人/月	0	1	0	0	1	0	0	1	0
就労継続支 援B型	人日分/月	227	220	103.2	404	310	130.3	583	400	145.8
実利用者数	人/月	14	13	107.7	23	19	121.1	33	25	132.0
療養介護	人日分/月	0	21	0	0	22	0	0	23	0
実利用者数	人/月	0	1	0	0	1	0	0	1	0
児童デイサ ービス	人日分/月	180	140	128.6	184	150	122.7	197	160	123.1
実利用者数	人/月	68	70	97.4	70	75	93.3	73	80	91.3
短期入所	人日分/月	24	12	200.0	19	16	118.8	17	18	94.4
実利用者数	人/月	3	5	60.0	4	6	66.7	6	7	85.7

### 単位について

「人日/月」の算定

・「人日」:(1人1月当たりの平均利用人数)×(1人1月当たりの平均利用日数)

「人/月」:1月あたりの平均利用人数

## 居住系サービス

「共同生活援助（グループホーム）」や「共同生活介護（ケアホーム）」は、いずれも計画値が達成されている状況にあります。

今後、介護者の高齢化及び施設入所者並びに精神科病院に入院する人が地域生活へ移行することに伴い、これら事業所への入所希望が増加し、利用に対するニーズも高くなると考えられることから、これら事業所の拡大を図ることが求められます。

「施設入所支援」は、従来から施設入所を希望する者が多く、平成21年度と平成23年度の比較で9人増加しています。今後、地域生活への移行を推進する観点から、施設入所者の数値は変化すると予想されます。

「旧法施設入所分」は、平成23年度までに旧法施設から新体系施設に移行することとなっています。本市では、平成23年10月までにすべての旧法施設が新体系施設に移行したため、実績値は計画値のとおりとなっています。

表12 居住系サービスの障害福祉計画(第2期)における利用実績

達成率：%

区分	単位	平成21年度			平成22年度			平成23年度		
		実績	計画値	達成率	実績	計画値	達成率	実績	計画値	達成率
共同生活援助	人分/月	5	4	125.0	8	5	160.0	7	7	100.0
共同生活介護	人分/月	5	4	125.0	7	5	140.0	8	6	133.3
施設入所支援	人分/月	32	22	145.5	33	27	122.2	41	32	128.1
旧法施設入所分	人分/月	18	14		14	7		0	0	

各年度の実績値は、平成21年度及び平成22年度は各年度末、平成23年度は10月の利用実人数の値

### (3) 相談支援サービスの利用実績

施設から退所した障がいのある人や病院から退院した人、単身者あるいは同居している家族に障がいや疾病がある場合など、一定期間集中的な支援が必要になる場合や家族などからの援助を受けることが困難な場合に、地域生活への移行や在宅生活で障がい福祉サービスの計画的な利用が必要な障がいのある人に対し相談を行うサービスです。

実績としては、市内に相談支援事業所が1箇所あり、また、相談支援(サービス利用計画作成)を受けた利用者は、平成21年度は2人で、平成22年度及び平成23年度は利用がない状況です。

表13 相談支援サービスの障害福祉計画(第2期)における利用実績

達成率：%

区分	単位	平成21年度			平成22年度			平成23年度		
		実績	計画値	達成率	実績	計画値	達成率	実績	計画値	達成率
実施箇所数	箇所	1	1	100.0	1	2	50.0	1	4	25.0
実利用人数	人/年	2			0			0		

実施箇所は、市内に所在する相談支援事業所を計上

実利用人数は、障害福祉計画(第2期)で計画値を設定していないため、達成率も計上していない。

## 2 地域生活支援事業の内容及び障害福祉計画(第2期)目標値と実績値の比較

### (1) 地域生活支援事業の内容 必須事業

事業名		内容
相談支援事業	障がい者相談支援事業	障がいのある人や障がいのある児童の保護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、障がい福祉サービスの利用に関する支援を行うとともに、障がいのある人などの権利擁護のために必要な援助を行います。
	地域自立支援協議会	相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として設置し、地域における障がいのある人を支える仕組みをつくります
	相談支援機能強化事業	相談支援事業を強化するため、一般的な相談支援事業に加えて、特に必要と認められる能力を持っている専門的職員(社会福祉士、精神保健福祉士など)を配置し、専門的な指導、助言などを行います。
	住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住居への入居にあたって、保証人がいないなどの理由により入居が困難で支援が必要な障がいのある人に、入居に必要な調整などに関する支援や、家主などへの相談・助言などを行い、障がいのある人の地域生活の支援を行います。
成年後見制度利用支援事業		知的障がい者や精神障がい者を対象に、成年後見制度の利用が有効と認められた場合、家庭裁判所に申立てを行うために要する費用及び成年後見人などに支払う報酬に係る経費の全部又は一部を助成します。
コミュニケーション支援事業		聴覚、音声機能、言語機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人に、意思疎通を仲介する手話通訳者などの派遣を行い、意思疎通の円滑化を図り、外出や社会参加を支援します。
日常生活用具給付事業		重度の障がいのある人などに対し、介護・訓練支援用具などの日常生活用具を給付することで、日常生活を円滑に営むことができるよう便宜を図ります。
	介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、体位変換器など
	自立生活支援用具	入浴補助用具、頭部保護帽、移動・移乗支援用具など
	在宅療養等支援用具	透析液加温器、電気式たん吸引器、盲人用体重計など
	情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置、視覚障がい者用拡大読書器など
	排せつ管理支援用具	ストマ用装具、紙おむつなど
	居宅生活動作補助用具	小規模な住宅改修を伴う用具
移動支援事業		屋外での移動に困難な障がいのある人について、生活上必要不可欠な外出や余暇活動など、社会参加のための外出時における移動を支援します。

事業名		内容
地域活動支援センター事業		
基礎的事業		創作的活動や生産活動の機会の提供，社会との交流の促進などの事業を実施し，障がいのある人の地域生活支援を行います。
機能強化事業	型	専門職員（社会福祉士，精神保健福祉士など）を配置し，医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整，市民ボランティア育成，障がいに対する理解促進を図るための普及啓発などの事業を実施します。また，相談支援事業を併せて実施しているか，又は委託を受けていることが要件です。1日あたりの実利用人員が概ね20人以上が必要です。
	型	地域において雇用・就労が困難な在宅で暮らす障がいのある人に対し，機能訓練，社会適応訓練，入浴などのサービスを実施します。1日あたりの実利用人員が概ね15人以上が必要です。
	型	地域の障がい者のための援護対策として地域の障がい者団体などによって，適所での援護事業（小規模作業所や共同作業所）の実績を概ね5年以上有しており，自立支援給付に基づく事業所に併設して実施することも可能です。1日あたりの実利用人員が概ね10人以上が必要です。

### 任意事業

事業名		内容
日中一時支援事業		障がいのある人の日中における活動の場を確保し，また，障がいのある人の家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とします。
訪問入浴サービス事業		家庭で入浴することが困難な重度の身体に障がいのある人に対し，その家庭へ移動入浴車を派遣して入浴サービスを提供します。
更生訓練費給付事業		自立訓練又は就労移行支援による訓練を受ける障がいのある人を対象に，訓練経費を支給します。
社会参加促進事業	自動車運転免許取得費助成事業	身体障がい者手帳を所持し，自動車教習所で普通運転免許を新規に取得する人を対象に，運転免許取得に要する費用の一部を助成します。
	自動車改造費助成事業	自ら所有し運転する自動車の手動装置などの一部を改造することにより社会参加が見込まれる人に対し，自動車の改造に直接要した費用の一部を助成します。
	スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	スポーツ・レクリエーション活動を通じて，障がいのある人の体力増強・交流・余暇などに資するため，障がい者スポーツ大会などを開催します。

## (2) 地域生活支援事業の利用実績

地域生活支援事業の実績としては、「コミュニケーション支援事業」及び「日中一時支援事業」以外の事業において各年度、障がいのある人が給付申請した件数や利用した時間は、ほぼ計画値どおりの数値で推移しています。

「日中一時支援事業」は、平成22年度から急激に利用が進み、計画値を大きく上回る利用量となっています。これは、当該事業の利用できる事業所が増えたこと、事業所の受入れ人数の増員及び利用したい障がいのある人のニーズが増えたことが考えられます。

「日常生活用具給付事業」は、排せつ管理支援用具が年度ごとに利用が増え、平成22年度の給付件数は666件と平成21年度と比べて98件(1.17倍)の増となっています。

表1-4 相談支援事業(必須事業)の障害福祉計画(第2期)における利用実績

区 分	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
障がい者相談支援事業				
【目標】実設置箇所数	箇所	2	2	2
【実績】実設置箇所数	箇所	2	2	2
達成率	%	100.0	100.0	100.0
地域自立支援協議会				
【目標】実設置箇所数	箇所	1	1	1
【実績】実設置箇所数	箇所	0	0	1
達成率	%	0	0	100.0
相談支援機能強化事業				
【目標】実設置箇所数	箇所	1	1	1
【実績】実設置箇所数	箇所	1	1	1
達成率	%	100.0	100.0	100.0
住宅入居等支援事業				
【目標】実設置箇所数	箇所			検討
【実績】実設置箇所数	箇所	0	0	0
達成率	%	0	0	0
成年後見制度利用支援事業				
【目標】実設置箇所数	箇所	1	1	1
【実績】実設置箇所数	箇所	1	1	1
達成率	%	100.0	100.0	100.0

平成23年度実績値は、10月までの実績から予測

表 1 5 コミュニケーション支援事業(必須事業)の障害福祉計画(第2期)における利用実績

区 分	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
手話通訳者派遣事業				
【目標】実利用件数	件/年	75	80	85
【実績】実利用件数	件/年	74	192	70
達成率	%	98.7	240.0	82.4
要約筆記者派遣事業				
【目標】実利用件数	件/年	10	15	22
【実績】実利用件数	件/年	2	0	2
達成率	%	20.0	0	9.1

平成23年度実績値は、10月までの実績から予測

表 1 6 日常生活用具給付事業(必須事業)の障害福祉計画(第2期)における利用実績

区 分	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
【目標】実利用件数(合計)	件/年	549	599	649
【実績】実利用件数(合計)	件/年	583	702	696
介護・訓練支援用具	件/年	1	4	4
自立生活支援用具	件/年	4	20	5
在宅療養等支援用具	件/年	2	1	3
情報・意思疎通支援用具	件/年	5	6	3
排せつ管理支援用具	件/年	568	666	675
居宅生活動作補助用具	件/年	3	5	6
達成率	%	106.2	117.2	107.2

平成23年度実績値は、10月までの実績から予測

表 1 7 移動支援事業(必須事業)の障害福祉計画(第2期)における利用実績

区 分	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用者数	【目標】実利用者数	人/年	2	2
	【実績】実利用者数	人/年	3	4
	達成率	%	150.0	200.0
時間数	【目標】延利用時間数	時間/年	150	150
	【実績】延利用時間数	時間/年	106	135
	達成率	%	70.7	90.0

平成23年度実績値は、10月までの実績から予測

表 1 8 地域活動支援センター事業(必須事業)の障害福祉計画(第2期)における実績

区 分		単 位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
基礎的事業	【目標】設置箇所数	箇所	0	0	0
	【実績】設置箇所数	箇所	0	0	1
	達成率	%	0	0	皆増
機能強化事業	型				
	【目標】設置箇所数	箇所	1	1	1
	【実績】設置箇所数	箇所	1	1	1
	達成率	%	100.0	100.0	100.0
	型				
	【目標】設置箇所数	箇所	0	0	1
	【実績】設置箇所数	箇所	0	0	0
	達成率	%	0	0	0
	型				
	【目標】設置箇所数	箇所	2	2	2
	【実績】設置箇所数	箇所	2	1	1
	達成率	%	100.0	50.0	50.0

設置箇所は、市と事業委託契約を締結している事業所を計上

表 1 9 日中一時支援事業(任意事業)の障害福祉計画(第2期)における利用実績

区 分		単 位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
箇所数	【目標】設置箇所数	箇所	5	5	5
	【実績】設置箇所数	箇所	15	20	20
	達成率	%	300.0	400.0	400.0
利用回数	【目標】延利用回数	回/年	170	185	200
	【実績】延利用回数	回/年	198	1,571	1,850
	達成率	%	116.5	849.2	925.0

平成23年度実績値は、10月までの実績から予測

設置箇所は、市と事業委託契約を締結している事業所を計上

表 2 0 訪問入浴サービス(任意事業)の障害福祉計画(第2期)における利用実績

区 分	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
【目標】実利用者数	人/年	2	2	3
【実績】実利用者数	人/年	3	4	4
達成率	%	150.0	200.0	133.3
【目標】延利用回数	回/年	88	88	132
【実績】延利用回数	回/年	141	132	127
達成率	%	160.2	150.0	96.2

平成23年度実績値は、10月までの実績から予測

表 2 1 更生訓練費給付事業(任意事業)の障害福祉計画(第2期)における利用実績

区 分	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
【目標】実利用者数	人/年	1	1	1
【実績】実利用者数	人/年	0	0	0
達成率	%	0	0	0

平成23年度実績値は、10月までの実績から予測

表 2 2 社会参加促進事業(任意事業)の障害福祉計画(第2期)における利用実績

区 分	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
自動車運転免許取得費助成事業					
【目標】実利用件数	件/年	1	1	1	
【実績】実利用件数	件/年	0	1	0	
達成率	%	0	100.0	0	
区 分	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
自動車改造費助成事業					
【目標】実利用件数	件/年	1	2	2	
【実績】実利用件数	件/年	0	1	1	
達成率	%	0	50.0	50.0	
区 分	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業					
開催数	【目標】実開催回数	回/年	1	1	1
	【実績】実開催回数	回/年	0	0	0
	達成率	%	0	0	0
参加者数	【目標】実参加者数	人/年	20	20	20
	【実績】実参加者数	人/年	0	0	0
	達成率	%	0	0	0

平成23年度実績値は、10月までの実績から予測